

2018年7月27日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

保険新商品の取り扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、2018年8月1日（水）より、新たに年金保険、定期保険等3商品の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 年金保険「たのしみグローバル（指数連動プラン）」（引受保険会社：住友生命保険相互会社）
 - （1）指数の上昇率に応じて指定通貨建で安定的な運用をめざし、指数が下落しても積立金は指定通貨建で減少しません。
 - （2）目標額を設定し、解約返戻金の円換算額が目標額に到達した場合には、円建年金保険に変更し、円建で年金原資を確定することが可能です。
2. 定期保険「FineSave」（引受保険会社：オリックス生命保険株式会社）
 - （1）万一の場合の保障だけに特化したシンプルな仕組みで、保険期間を通じて解約返戻金をなくすことにより保険料を低く設定しています。
 - （2）保険期間と保険金額をニーズに合わせて選択できます。
3. 定期保険「オーナーズロード」（引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社）
 - （1）万一のときには、死亡保険金・災害死亡保険金等を事業保障資金等の財源として活用でき、ご勇退のときには、解約返戻金を勇退退職金の財源として活用できます。
 - （2）健康状態に関する4つの告知のみで、最高7億円までお申込いただけます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】

1. 「たのしみグローバル（指数連動プラン）」（住友生命保険相互会社）

正式名称		5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）	
契約通貨		米ドル、豪ドル	
保険料の払込方法		一時払のみ	
一時払 保険料	最低	10,000ドル（1ドル単位）、円入金時100万円	
	最高	15億円（年金原資額）	
年金種類		確定年金	年金総額保証付終身年金
据置期間および 契約年齢 （満年齢）		据置期間 5年：0歳～85歳 据置期間 10年：0歳～80歳	据置期間 5年：35歳～85歳 据置期間 10年：30歳～80歳
年金支払期間		5・10・15年	終身
死亡保障		積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額	
年金の一括支払		年金原資を一時金として受取可能	保証期間に応じた金額を一時金として受取可能
解約		解約返戻金額 ＝解約返戻金計算基準日の積立金相当額×市場価格調整率-解約控除	
増額・減額		減額のみ可能	
付加できる特約・制度		目標到達時円建年金保険変更特約、円建年金保険変更制度、 保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、指定代理請求特約、 後継年金受取人指定特約、円貨支払制度	
健康告知		ありません。	
クーリング・オフの 取扱い		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。	
諸 費 用	ご契約時	ありません。	
	据置 期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率や増加率の上限、設定倍率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。 ・上記費用の他に、間接的に負担する費用としては以下の通りです。 	
		【指数手数料】 指数の開発、組成、計算を行うための費用	年率0.2%
		【取引費用】 指数の各投資対象資産に資産配分する際に必要となる費用	費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示できません。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

諸費用	解約時	解約控除があります。 据置期間 5 年：2.5%～0.5%（契約日より 5 年） 据置期間 10 年：5.0%～0.5%（契約日より 10 年）
	通貨の換算	(1) 円で保険料を入金する場合 TTM+50 銭 (2) 契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合 (契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭) (3) 円で保険金等を受け取る場合 TTM-50 銭

2. 定期保険「FineSave」（オリックス生命保険株式会社）

正式名称	無配当 解約払戻金抑制型定期保険
契約年齢	15～75 歳
保険料払込期間・ 保険期間	年満了（10・15・20・25・30・35 年） 歳満了（60・65・70・75・80・85・90 歳）
払込方法	月払・半年払・年払
主な保障内容	（災害）死亡保障、（災害）高度障害保障
付加できる特約	災害割増特約、傷害特約、リビング・ニーズ特約、年金支払特約、 指定代理請求特約
健康告知	告知書扱、健康診断結果通知書扱、人間ドック扱、医師扱

3. 定期保険「オーナーズロード」（三井住友海上あいおい生命保険株式会社）

正式名称	災害保障期間設定型定期保険 無配当	
商品タイプ	100 歳満了以外（全額損金タイプ）	100 歳満了（1/2 損金タイプ）
契約年齢	20～65 歳	20～80 歳
保険期間	70～85 歳	100 歳のみ
第 1 保険期間	10・15 年	10 年 / 65・70 歳満了
保険料払込期間	保険期間と同一	
保険金額	100 万円～7 億円（第 2 保険期間の保険金額）	
払込方法	月払、半年払、年払	
主な保障内容	（災害）死亡保障、（災害）高度障害保障	
健康告知	告知書扱（4 項目）のみ	

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

【生命保険全般に関する重要事項】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり（変額終身保険の場合）等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 変額終身保険はご契約後に保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費用等がかかる場合があります。また、一定期間内に解約・一部解約された場合、解約控除がかかる場合があります。（これらの費用は一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合がありますため、表示することができません。）
- ご契約中の変額終身保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- 一時払終身保険はご契約時の契約初期費用のほか、積立利率を決定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用が控除される場合があります。また、一定期間内に解約された場合、解約控除や市場価額調整がかかる場合があります。（これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合がありますため、表示することができません。）
- ご契約中の一時払終身保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- これらの商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約払戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合、また保険金等を円貨で受け取る場合は、為替手数料がかかる場合があります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約払戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品は当行による元本および利回りの保証はありません。
- これらの保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- これらの保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、当行窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- これらの商品は、クーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。ただし、申込者が法人（会社等）の場合または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合には、本制度の対象外となります。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。